



## その他の情報

### 国民健康保険への届出はお済みですか

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険は、会社などに勤めている人が加入している健康保険などとは違い、加入するときも、やめるときも、異動があった日から14日以内に世帯主が届出をしなければ

なりません。

届出が遅れると：

○加入する資格ができた月の分までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければいけません。

○届出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。

「退職者医療制度」

会社などを退職すると、その職場の健康保険の資格が失われ、国民健康保険に加入することとなります。

長年勤めた会社を退職し、年金を受けるようになった方

とその扶養家族は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

その資格は、年金の受給権が発生した日からです。年金証書を受けとった日から14日以内に届け出てください。

対象 次の条件すべてにあてはまる方とその扶養家族  
・ 国民健康保険に加入している方  
・ 老人保健の適用を受けていない方  
・ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳から10年以上ある方

	こんなときは	持参するもの
国保に入るとき	他市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
	死亡したとき	
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
その他	市内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯がわかれたり、一緒になったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	
	修学や出稼ぎなどのため、もう1枚の保険証が必要とき	印かん、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印かん、身分を証明するもの
退職者医療制度に入るとき	印かん、保険証、年金証書	
退職者医療制度をやめるとき	印かん、退職者保険証	

### 出産育児一時金 委任払い制度について

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険に加入している方は、出産育児一時金(35万円)を、直接、出産費の支払いに充てることができます。

対象 妊娠4カ月以上の国民健康保険加入者(ただし、他の保険者から支給される場合は除く)

申請 対象者の世帯主が申請してください(資格証明書が交付されている者を除く)。申請者は、出産育児一時金支給申請書に医療機関などを代理人とする委任状を一緒に提出してください。

支払方法 委任状に記載のある金額から医療機関などに支払った金額を除いた残金を申請者に支払います。

### 葬祭費の引き下げについて

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険の加入者が死亡したときに支給する葬祭費の額を、4月1日以降は7万円から5万円に引き下げます。なお、この引き下げ分は、

保険税にあてます。

### こどもには赤ちゃん訪問事業

健康推進課 ☎ 67・1151

保健師や助産師などが、第1子を平成19年4月1日以降に出産した方のお宅にうかがい、赤ちゃんの発育や母乳、子育てについて個別相談をします。保険年金課窓口で、「乳幼児医療受給者証」の交付を受ける時に、「赤ちゃんが生まれたレター」を提出していただくか、「こどもには赤ちゃん訪問連絡票」を提出してください。詳しくは、健康推進課へ。

### 国民年金保険料改正

保険年金課 ☎ 66・1101

平成19年4月から国民年金保険料が月額1万4千100円(月額240円の引き上げ)となりました。付加保険料(月額400円)は据え置きです。

また、国民年金保険料は前納(1年分または6カ月分)すると、割引が受けられます。詳しくは、豊橋社会保険事務所または市役所保険年金課までお問い合わせください。

問合せ 豊橋社会保険事務所 ☎ 05332・334111